

# 教 育 公 報

## 三重県教育委員会

### 目 次

告 示 ○ 口頭により開示請求をすることができる保有個人情報の指定……………	教 職 員 課	1 頁
公 告 ○ 台風時における生徒の登下校の指導ならびに授業実施についての 一部を改正する公告……………	教 育 総 務 課	1 頁

### 告 示

#### 三重県教育委員会告示第30号

三重県個人情報保護条例（平成14年三重県条例第1号）第27条第1項の規定により、本人が口頭により開示請求をすることができる保有個人情報を次のように定めます。

平成25年12月9日

三重県教育委員会教育長 山 口 千 代 己

試験等の名称	開 示 を す る 内 容	期 間	場 所
県立高等学校入学者選抜	前期選抜及び特別選抜については、 1 調査書の「各教科の学習の記録」欄の教科別の「第3学年」の評定 2 面接、「自己表現」、作文、小論文、学力検査、総合問題、実技検査の各学校ごとの基準に基づく総合的評価	合格内定通知日から起算して1週間	受検した高等学校
	後期選抜については、 1 学力検査の各教科別の得点及び実技検査の得点 2 調査書の「各教科の学習の記録」欄の教科別の「第3学年」の評定 3 面接、「自己表現」、作文の各学校ごとの基準に基づく総合的評価	合格発表日の翌日から起算して1週間	受検した高等学校
三重県立学校長採用選考試験	第1次選考試験の不合格者に第1次選考試験の4段階に区分した総合判定結果 第2次選考試験の不合格者に第1次選考試験及び第2次選考試験の4段階に区分した総合判定結果	1次、2次選考各合格発表の日から起算して1年間	情報公開・個人情報総合窓口 (三重県栄町庁舎)
採用選考事前考査 (教育委員会が実施するものに限る。)	試験項目ごとの得点及び判定	合否通知発送日から起算して1年間	教育委員会事務局 教職員課

#### 附 則

- この告示は、告示日以降に実施する試験等から適用し、告示日以前に実施した試験等については、なお従前の例による。
- 口頭により開示請求をすることができる保有個人情報の指定（平成24年三重県教育委員会告示第13号）は、廃止する。

公 告

台風時における生徒の登下校の指導ならびに授業実施について（昭和41年9月7日教育委員会公告）の一部を次のように改正する。

平成25年12月9日

三重県教育委員会

標題中「台風時」を「台風時等」に、「生徒」を「児童生徒」に、「ならびに」を「及び」に改める。

1の規定中「発令」を「発表」に改める。

1の(1)中「生徒」を「児童生徒」に改める。

1の(2)中「もつて生徒」を「もつて児童生徒」に改める。

1の注（ア）中「決潰」を「決壊」に、「生徒ならびに」を「児童生徒及び」に、「生徒」を「児童生徒」に、「要すれば」を「必要に応じて」に改める。

1の注（イ）中「発令」を「発表」に、「あたえる」を「与える」に、「じゅうぶんに」を「十分に」に改める。

2の規定中「発令」を「発表」に改める。

2の(1)中「生徒」を「児童生徒」に改める。

2の(2)中「発令」を「発表」に、「生徒」を「児童生徒」に、「父兄」を「保護者」に改める。

3の規定中「いちじるしく」を「著しく」に、「および」を「及び」に改める。

4の規定を次のように改める。

4 特別警報が発表された場合

(1) 重大な災害が起こるおそれが著しく大きい以下の特別警報については、前記の1及び2のとおり対応するものとする。

大雨特別警報、暴風特別警報、暴風雪特別警報及び大雪特別警報

(2) 高潮特別警報及び波浪特別警報については、前記3により対応するものとする。

4の次に次の1規定を加える。

5 その他の注意報又は警報が発表された場合も、地域によっては前記1、2及び3に準じて適切な処置を講ずるものとする。

発 行  
津市広明町13番地  
三重県教育委員会

印 刷  
合資会社黒川印刷